

assetforce 利用規約（stera pack 用）

申込者（以下「甲」という）は、本利用規約の各規定が、三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMFL」という）の運営するシステム「assetforce for stera」（以下「本システム」という。なお、本システムとは、「assetforce for stera」を利用するために必要となる SMFL が開発・提供するスマートフォンやその他の指定端末用のアプリケーションを含むものとする。）を SMBC GMO PAYMENT 株式会社（以下「乙」という）が指定・許諾する方法により甲に利用させるサービス（以下「本サービス」という。また、本システムと本サービスを包括して「本サービス等」という。）の利用に関する甲乙間の契約（以下「サービス利用契約」という）に係る権利義務を規定するものであることを確認するとともに、その内容に同意のうえ、本利用規約記載の条件に従ってのみ、本サービス等を利用することを承諾する。また甲は、本サービス等が拡張または強化された場合、また新規機能が追加された場合、あるいは機能が一部削減・停止された場合についても、本利用規約の各規定が適用されることに同意する。

第 1 条（本サービス等の内容および目的）

1. 本サービス等の内容は、別紙 1 記載のとおりとする。なお、本サービス等の詳細は、原則 SMFL が運営するウェブサイト（<https://asset-force.com/>）上に掲載する本サービス等の利用に関して、SMFL または乙は協議の下定めたルール（以下「マニュアル」という）によるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、SMFL が本サービス等の内容の追加、変更もしくは削除を行うことについて同意する。
3. 甲は以下の目的（以下「本サービス目的」という）のためにのみ本サービス等を利用することを同意する。
 - ・本サービス目的：甲が管理する商品およびサービス等の会計および在庫管理業務等を行うため

第 2 条（本サービス等の利用のための設備設定・維持）

1. 本サービス等を利用するにあたっては、甲は、SMFL が別に定めるコンピュータ（スマートフォンを含む）等のデバイスおよび乙との契約に基づき、三井住友カード株式会社（以下「SMCC」という）が提供する決済プラットフォームサービスである stera（以下「stera」という）を利用するために SMCC より提供を受けた端末である stera terminal（以下「stera terminal」という）、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「クライアント環境」という）を用意し維持するものとする。ことに加え、以下の状態および環境を維持するものとする。
 - （1）甲は、本サービス等を利用するにあたって必要な stera terminal の設置のために、柱書記載の契約として、乙が提供する stera pack POS に関する契約を乙と締結（以下「stera pack POS 利用契約」という）し、サービス利用契約の利用期間が終了するまで stera pack POS 利用契約を有効に維持すること
 - （2）甲が stera 専用のアプリケーション配信サービスである stera market（以下「stera market」という）に加入していること
 - （3）甲が、本サービス等を利用するにあたり、以下の対象機器に、以下のアプリケーションを SMFL が指定する方法でインストールすること
 - ア 対象機器：甲が管理するスマートフォン(次のアプリケーションのインストールが可能であるもの)
アプリケーション：本サービス等に関するスマートフォン用アプリケーション（以下「スマホ用アプリ」という）
 - イ 対象機器：stera terminal(次のアプリケーションのインストールが可能であるもの)
アプリケーション：本サービス等に関する stera terminal 用アプリケーション
 - （4）甲は、本サービス等に関する全てのアプリケーションのバージョンをできるだけ最新に保つこと
 - （5）甲は、クライアント環境に関してバージョンアップ等があった場合、それを適用すること
2. 本サービス等の提供は、クライアント環境から SMFL のコンピュータ設備（以下「本サービス環境」という）にネットワーク経由で接続することにより行われるものとする。
3. 甲は、クライアント環境に不具合がある場合、本サービス等を利用できないことがあることを確認する。

第 3 条（サービス利用契約の締結等）

1. サービス利用契約は、甲が乙の定める一定の情報を乙の定める方法で乙に提供し（以下「本サービス等利用申請」という）、乙が甲の本サービス等利用申請に基づき甲における本サービス等の利用の可否を検討の上、乙が利用可と判断した場合に成立する。なお、甲は、本利用規約の内容を承諾のうえ、本サービス等利用申請を行うものとし、甲が本サービス等利用申請を行った時点で、乙は、甲が本利用規約の内容を承諾しているものとみなす。

2. 乙は、前項に定める判断を実施した後、利用開始までに、SMFL を通して本システムを甲が利用するための利用者識別番号（以下「ユーザーID」という）とユーザーID 毎に設定したパスワード（以下「パスワード」という）に関する通知を乙が指定する方法（書面またはメール等の電磁的方法等）にて甲に対して発信するものとする。
3. 本サービス等の利用開始日は、stera pack POS 利用契約における利用開始の日と同様とする。ただし、甲乙間で別途取り決めをした場合はこの限りではない。
4. 甲乙間において特段の定めのない限り、甲は乙との間で 1 申込ごとに一つのサービス利用契約を締結するものとする。なお、一つのサービス利用契約に対して、SMFL は 1 テナント（原則申込者ごとに割り当てられるシステム上の領域）を割り振るものとする。

第 4 条（本サービス等の利用）

1. 甲は、本サービス等を利用するに際し、乙または SMFL より「assetforce」登録完了通知により利用者識別番号（以下「ユーザーID」という）の交付を受ける。このユーザーID は利用者ごとに交付を受けるものとし、複数の者による共有は認められない。ユーザーID に用いることができるメールアドレス（ドメインは甲が独自に取得かつ固有に使用しているものに限る。以下同じ。）は、甲がその事業の用に供しているものに限る。なお、甲は、甲がユーザーID 毎に設定したパスワード（以下「パスワード」という）を忘れた場合、乙が別途定める手続により、自らパスワードを再設定できる。
2. 甲は、ユーザーID およびパスワードを本システムのログイン画面に入力することにより、本システムにアクセスし、本サービス等を利用する。本システムの使用および管理については、甲が一切の責任を負う。
3. 甲は、本サービス等を利用するにあたり、甲のユーザーID およびパスワードとの一致を確認した本サービス等の利用は、本システムへアクセスしたものが甲の役員、従業員、派遣社員、またはその他乙の事前の承諾のもと甲により権限を与えられた者（総称して以下「甲の従業員等」という）であるかどうかを問わず、全て甲による利用とみなし、その結果、甲に損害が生じた場合でも、乙および SMFL は一切の責任を負わないものであることを承諾する。また、甲は、ユーザーID またはパスワードの不正利用により、乙または第三者(SMFL を含む。以下特に断りのない限り第三者には SMFL を含む。)に損害が生じた場合、一切の責任を負う。
4. 第 1 5 条第 4 項に定める利用担当者が、ユーザーID およびパスワードを利用して、本サービス等を利用したときにも、前項の規定が適用される。また、第 1 4 条第 2 項に定める窓口担当者が本サービス等を利用したときにも、前項の規定が適用される。
5. 甲は、本サービス等に対する不正なアクセスもしくは利用を防止するのに合理的な努力（使用する端末をロックする等の措置を含むが、これらに限らない）を払い、本サービス等の不正なアクセスまたは不正利用ならびにユーザーID またはパスワードの第三者(SMFL を除く)による使用を発見した場合またはそのおそれがあることが判明した場合には、乙に通知する。また、この場合、第 1 4 条第 2 項に定める窓口担当者は直ちに当該アカウントを削除するものとする。
6. 甲は、本サービス等の利用にあたり、本利用規約のみならず、本システム上に表示される指示に従うものとする。

第 5 条（利用期間）

本サービス等の具体的な利用期間は、stera pack POS 利用契約における利用期間と同様とする。

第 6 条（本サービス等の提供区域）

本サービス等の提供区域は、特に定める場合を除き、日本国内に限るものとする。

第 7 条（本サービス等の提供日、時間）

1. 本サービス等を提供する日および時間は、乙が別紙 2 に定めるとりとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本サービス環境または本システムの運用に関して SMFL が利用する外部のサービスに障害が生じたときまたはメンテナンスが必要なときその他やむを得ない事情があるときは、甲に事前の通知をすることなく、本サービス等の提供の全部または一部が停止することがあることを、あらかじめ承諾する。
3. 乙および SMFL は、前二項に定める事由により本サービス等の提供が中断または停止した場合でも、これに起因する甲の損害について一切の責任を負わない。

第 8 条（本サービス等の利用料金）

1. 本サービス等の利用料金は、stera pack POS 利用契約に基づく利用料金の他には発生しない。

2. 甲は、SMFL がアマゾンウェブサービスジャパン株式会社から借り受けているコンピュータおよび通信設備（以下「AWS 基盤」という）または電気通信事業者から借り受けている電気通信回線（アマゾンウェブサービスジャパン株式会社および電気通信事業者を総称して以下「システム基盤業者等」といい、AWS 基盤と電気通信回線を総称して以下「システム基盤等」という）の不具合について乙および SMFL が何らの責任をも負わないことを確認する。

第 9 条（善管注意義務）

乙は、本サービス等の利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービス等を提供する。ただし、サービス利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第 10 条（本サービス環境の障害等）

1. 乙は、本サービス環境について障害があることを知ったときは、乙が適当と認める方法で、遅滞なく甲にその旨を通知するものとする。
2. 前項のほか、本サービス等に不具合が発生したときは、甲および乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定した上でそれを実施するものとする。

第 11 条（サービスレベル）

1. 乙および SMFL は、努力目標として別紙 4 記載の「サービスレベル指標」（以下「サービスレベル指標」という）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービス等を提供する。
2. 乙および SMFL は、サービスレベル指標を、サービス利用契約に基づく本サービス等の内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、乙および SMFL 指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとする。
3. 乙および SMFL は、本サービス等に関しサービスレベル指標記載各項目の結果を、乙および SMFL が適当と認める頻度で、乙および SMFL が相当と認める方法にて甲に報告するものとする。
4. サービスレベル指標は、本サービス等に関する乙および SMFL の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも乙および SMFL は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとする。
5. サービスレベル指標は、サービス利用契約で除外されている一切のサービスおよび免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されないものとする。

第 12 条（保証の否認）

甲は、乙および SMFL が、本サービス等の利用が常に安全で、タイムリーに提供され、中断やエラーを生じないこと、本サービス等が甲の要求を満たすものであること、本サービス等および関連資料のエラーが訂正されること、本サービス等を利用可能にする全体のシステム（インターネット、他の通信ネットワーク、および甲のローカルネットワークおよび機器）にウイルスもしくはその他の有害なコンポーネントが含まれていないことを保証するものではないことを承諾する。

第 13 条（本サービス等の制限等）

1. 甲は、60 日前までに甲に対して通知の上、本サービス等の提供が停止され、または制限されることがあることを承諾する。なお、当該停止または制限は甲の有するアカウント毎に行われる場合がある。
2. 甲は、甲が第 30 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、甲に対して通知および催告なく本サービス等の提供が直ちに停止され、または制限されることがあることを承諾する。
3. 第一項の規定にかかわらず、甲は、本サービス環境の定期点検のため、甲に事前に通知の上、本サービス等の提供が一時的に中断されることがあることを承諾する。
4. 前三項の規定により本サービス等の提供を停止、制限、または中断した場合でも、甲は乙および SMFL に対して何ら異議を唱えることは出来ず、またこれにより生じた損害について乙および SMFL は一切の責任を有しないものとする。

第 14 条（従業員等による利用および窓口担当者の選定）

1. 甲は、甲の従業員等による本サービス等に対するすべてのアクセスおよび利用が本利用規約に従っていることを確実にする義務を負う。甲の従業員等による行為または違反は、甲の行為または違反であるものとみなされ、甲は、これらの者のすべての行動について責任を負うものとする。
2. 甲は、甲の責任において、甲の役員、従業員から本サービス等を利用する際の責任者（以下「窓口担当者」という）を選定し、甲における本サービス等の利用に関する管理に当たらせる。なお、乙は、甲の代表者が、自らを窓口担当者に任ずることは妨げない。

第15条（窓口担当者の役割）

1. 窓口担当者は、ユーザーIDの交付を受け、パスワードを設定した後、本サービス等を利用する。
2. 窓口担当者は、ユーザーIDおよびパスワードを第三者(SMFLを除く)に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理する。
3. 窓口担当者は、ユーザーIDおよびパスワードを任意に変更することができる。
4. 甲は、甲の従業員等のうち、窓口担当者以外の者（以下「利用担当者」という）が本サービス等を利用するに際し、利用担当者のユーザーID等に関する以下の追加作業を自ら行うことができる。なお、甲は、以下の追加作業を行うに伴い利用担当者の個人情報を乙またはSMFLに提供する必要がある場合、当該個人情報の提供について利用担当者から同意を得るものとする。
 - (1) 利用担当者のユーザーIDの追加に係る作業
 - (2) 利用担当者の権限の設定に係る作業
 - (3) 利用担当者のメールアドレスの登録等に係る作業
5. 窓口担当者は、当該利用担当者がその任を外れるときは、そのユーザーIDを削除しなければならない。
6. 窓口担当者は、利用担当者が本サービス等を利用するに際し、当該利用担当者が利用できる権限を設定する。
7. 窓口担当者は、利用担当者の本サービス等の利用状況を管理、指導するものとし、意図せぬ利用を確認した場合は、当該アカウントを削除する。
8. 窓口担当者は、本サービス等を利用するに際し、本サービス等に関する各種案内および連絡事項を乙から電子メールにて受領するために、自身のメールアドレスを本サービス等内に登録する。その際、窓口担当者は、本規約および本システム上に記載される個人情報の取扱いに同意をしなければならない。
9. 窓口担当者は、本利用規約の各条項およびマニュアルに従い、本サービス等を利用しなければならない。

第16条（利用担当者の役割）

1. 利用担当者は、乙またはSMFLから直接または窓口担当者を通じて間接的にユーザーIDの交付を受け、パスワードを適切に変更した後、本サービス等を利用する。
2. 利用担当者は、パスワードを任意に変更することができる。
3. 利用担当者は、ユーザーIDおよびパスワードを第三者(SMFLを除く)に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者(SMFLを除く)による不正な使用を確認した場合は窓口担当者に通知する。
4. 利用担当者は、本利用規約および本システム上に記載される個人情報の取扱いに同意をしなければならない。
5. 利用担当者は、本利用規約の各条項およびマニュアルに従い、本サービス等を利用しなければならない。

第17条（秘密情報の取扱い）

1. 本利用規約において「秘密情報」とは、開示当事者の有する情報、データ、技術、ビジネス・プロセス、製品情報、デザインその他本サービス等に関して受領当事者に提供・開示される全ての情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、秘密情報には以下の情報は含まないものとする。
 - (1) 公衆に知られているもの
 - (2) 開示より前に一般的に知られているもの
 - (3) 受領当事者の過ちによらず公衆に知られることになったもの
 - (4) 受領当事者が、開示当事者に対する守秘義務を負うこと無く、受領当事者に当該情報を開示する適法な権利のある第三者から知ることになったもの
3. 受領当事者は、次の各号の事項に同意する。

- (1) 全ての秘密情報を秘密に保持すること
 - (2) 秘密情報を、本利用規約における義務を履行しもしくは権利を行使するのに必要な限度または開示当事者の指示による場合以外で使用または開示しないこと
 - (3) その秘密性を、善良な管理者の注意をもって保護し、また秘密情報を、権限を受けた者が必要な限度に限って利用可能にすること
4. 前項の規定にかかわらず、法令上の強制力を伴う開示要求が公的機関よりなされたとき、受領当事者は、その機関に対し、その要求への対応に必要な限りで、秘密情報を開示することができる。
 5. 第3項の規定にかかわらず、甲および乙は、SMFL に対して、本サービス等の利用・提供に必要な限りで、秘密情報を開示することができる。

第18条（変更事項の通知）

甲は、甲の商号ないし名称、代表者、本店所在地ないし住所、メールアドレス、電話番号等の正確で最新かつ完全な情報を乙に届け出るとともに、以下の事項が発生した場合、直ちに乙に対して、乙所定の方法で通知するものとする。

- (1) 甲の商号ないし名称、代表者、本店所在地ないし住所、メールアドレス、電話番号等、乙へ届け出た事項に変更が生じた場合
- (2) 窓口担当者がその任を外れ、新たに窓口担当者を任じた場合

第19条（個人情報の管理）

1. 甲は、本サービス等の利用のため、および次条の利用目的で、次の範囲で、個人データを乙、SMFL および三井住友カード株式会社（以下「SMCC」という）が共同利用することについて同意する。
 - (1) 共同して利用される個人データの項目
窓口担当者および利用担当者の氏名、電話番号、メールアドレス、問い合わせフォームに記載した者および内容
 - (2) 共同して利用する者の範囲
乙、SMFL、SMCC
 - (3) 利用目的
本サービス等の提供のためおよび次条のとおり
 - (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社(詳細は三井住友ファイナンス&リース株式会社のオフィシャルホームページの会社概要ページをご覧ください。)
2. 甲は、甲の窓口担当者および利用担当者の個人データが、前項のとおり共同利用されることについて、当該窓口担当者および利用担当者から事前に同意を得るものとする。

第20条（情報の利用）

1. 甲は、甲が本サービス等に入力する情報を、SMFL が以下の目的で利用（SMFL が、係る目的のために、甲に対し郵便、電子メール等の送付・送信を行うことを含む）し、または以下目的の達成に必要な限度で加工して活用することについて同意するものとする。
 - (1) 本サービス等の改良
 - (2) 甲への SMFL の商品の販売または役務の提供に係る宣伝広告等のマーケティング活動
 - (3) SMFL の新商品、新サービスの研究および開発
 - (4) 第22条第2項に定める統計情報等の作成
2. 甲は、前項柱書の情報を、SMCC が以下の目的で利用（SMCC が、係る目的のために、甲に対し郵便、電子メール等の送付・送信を行うことを含む）し、または以下目的の達成に必要な限度で加工して活用することについて同意するものとする。
 - (1) stera および stera terminal の改良
 - (2) 甲への SMCC の商品の販売または役務の提供に係る宣伝広告等のマーケティング活動
3. 甲は、第1項柱書の情報を、乙が以下の目的で利用（乙が、係る目的のために、甲に対し郵便、電子メール等の送付・送信を行うことを含む）し、または以下目的の達成に必要な限度で加工して活用することについて同意するものとする。

- (1) stera pack および stera pack POS の改良
- (2) 甲への乙の商品の販売または役務の提供に係る宣伝広告等のマーケティング活動

第21条 (モニタリング)

1. 甲は、SMFL が本サービス等に関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、SMFL が、甲による本サービス等の利用状況、および甲が本サービス等において入力・伝送する情報・データ等について、監視、分析、調査等必要な行為（以下「調査等」という）を行うことに同意する。なお、本条は、甲が使用する端末が甲の所有に係るものであるか否かを問わず適用されるものとし、端末が甲の所有でない場合、甲はその所有者に対して本条における SMFL の行為に協力させるものとする。
2. 甲は、SMFL が前項の調査等のために必要と判断する場合、SMFL が甲の事業所へ立入ることおよび SMFL に対して本サービス等の利用状況の説明を行うことに応じなければならない。
3. 甲は前項の場合、SMFL の求める情報、データ、資料等を SMFL に速やかに提供しなければならない。

第22条 (データの所有権)

1. 甲および乙は、甲および乙が本サービス等を通じて相手方に提供・開示する全てのデータの所有権およびその他利用権については、甲が提供するものは甲に、乙が提供するものは乙または SMFL に、それぞれ独占的に帰属することを確認する。ただし当該データについて別途合意がある場合はこの限りではない。
2. 甲および乙は、第20条 (情報の利用) および前項の規定にかかわらず、本サービス等に関するログ情報および統計情報等、本サービス等の利用について甲の情報であることが特定されない程度に SMFL が収集・作成・または加工したデータ・情報（以下「統計情報等」という）の所有権およびその他の利用権はすべて SMFL に独占的に帰属することを確認する。

第23条 (本サービス等の知的財産権)

本サービス等の内容、提供情報等本サービス等に関する著作権、商標権その他の知的財産権は、全て SMFL またはその他の権利者に帰属するものであり、甲は、これらの権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為をしてはならない。

第24条 (自己責任の原則)

1. 甲は、本サービス等の利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、乙および SMFL に請求または補償等を要望しないものとする。甲が本サービス等の利用に伴い、第三者から損害を被った場合または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
2. 本サービス等を利用して甲が入力・伝送する情報・データ等については、甲の責任で提供されるものであり、乙および SMFL はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
3. 甲は、甲がその故意または過失により乙または SMFL に損害を与えた場合、乙または SMFL に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

第25条 (バックアップ)

甲は、甲が本サービス等において入力・伝送する情報・データ等については、甲は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、乙および SMFL は係るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。

第26条 (禁止事項)

甲は、本サービス等の利用にあたり以下各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本サービス等の提供を妨げるような行為
- (2) 他者になりすまして本サービス等を利用する行為
- (3) 乙または SMFL より提供された秘密情報を、第三者(SMFL を除く)に開示する行為または利用させる行為
- (4) ユーザーID、パスワード等、本サービス等を利用する為に必要な情報を第三者(SMFL を除く)に開示する行為
- (5) 本サービス等を利用する権利を、第三者(SMFL を除く)に譲渡する行為または本サービス等を第三者(SMFL を除く)に利用させる行為

- (6) 営業目的の範囲外にて、本サービス等を利用する行為
- (7) 本サービス等を利用するに際し、虚偽の情報を入力する行為
- (8) 本利用規約またはマニュアルに違反する行為
- (9) 本サービス等の一部または全部を、その形態もしくは手段を問わず複写、複製、配布、再公開する行為（本利用規約において許されている場合を除く。）
- (10) 乙または SMFL から提供されるインタフェース以外の手段により本サービス等へアクセスする行為
- (11) 本サービス等を第三者(SMFLを除く)に再使用許諾、賃貸、販売、リースする行為
- (12) コンピュータソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウィルス、コンピュータコード、ファイル、プログラムを含むコンテンツをアップロードしたり、掲示したり、送信（発信）する行為
- (13) 不当な手段により他者の情報を収集する行為
- (14) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインが規定する機微情報を、本システムに入力またはアップロードする行為
- (15) 医療情報（医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報）を、本システムに入力またはアップロードする行為、または、本システムを「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」における医療情報システムに該当するような態様で利用する行為
- (16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が規定する特定個人情報を、本システムに入力またはアップロードする行為
- (17) 乙または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (18) 法令もしくは公序良俗に違反しまたは違反するおそれのある行為、または乙もしくは第三者に不利益を与えもしくは与えるおそれのある行為
- (19) 第三者の設備等もしくは本サービス環境の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (20) SMFL の競合他社等が、SMFL の業務内容または本サービス等の内容その他の情報を調査する目的で本サービス等を利用する行為、またはそれに協力する行為
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その状態を看過しもしくは助長する行為
- (22) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (23) 法令もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、乙または第三者の信用を毀損し、もしくは、乙または第三者の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為
- (24) その他、上記に類する行為、社会通念上不適切と判断される行為、または乙または SMFL が本サービス等を提供するうえで不適当と認める行為

第27条（損害賠償）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス等またはサービス利用契約に関して、乙および SMFL が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙もしくは SMFL の責に帰すべき事由または乙もしくは SMFL がサービス利用契約に違反したことが直接の原因で甲に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、stera pack POS 利用契約の1か月分の利用料金相当額を超えないものとする。ただし、甲の乙または SMFL に対する損害賠償請求は、甲による対応措置が必要な場合には甲が第10条（本サービス環境の障害等）第2項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとする。なお、乙または SMFL の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙または SMFL の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について乙および SMFL は賠償責任を負わないものとする。
2. 甲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス等またはサービス利用契約に関して、直接 SMFL に対して損害賠償請求、損失補償請求をしないものとする。但し、本システムの不備にのみ起因するものについてはこの限りではない。
3. 甲が管理する stera terminal に故障や不具合等が発生したとしても、SMFL は甲に対して stera terminal の修補・交換を含むいかなる責任も負わず、また、stera に障害や不具合が発生した場合でも、SMFL は甲に対していかなる責任を負わないものとする。

第28条（免責）

1. 本サービス等またはサービス利用契約に関して乙および SMFL が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、乙および SMFL は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動、火災、停電、疫病等の不可抗力
- (2) クライアント環境の障害または本サービス環境までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
- (3) 本サービス環境からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) SMFL が第三者(SMFL を除く)から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者(SMFL を除く)からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス環境への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス環境への第三者(SMFL を除く)による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (6) 乙または SMFL が定める手順・セキュリティ手段（マニュアル・推奨環境を含む）等を甲が遵守しないことに起因して発生した損害、
- (7) 本サービス環境のうち SMFL の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）およびデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス環境のうち、SMFL の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) システム基盤業者等の提供するシステム基盤等の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- (11) 乙および SMFL の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき乙または SMFL に過失などの帰責事由がない場合
- (13) その他乙および SMFL の責に帰すべからざる事由

2. 乙は、甲が本サービス等を利用することにより甲と第三者（SMFL を除く）との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。

第29条（stera pack POS 利用契約が終了する場合等）

甲は、利用期間中において、サービス利用契約のみを終了（解約、解除等。以下本項において同じ）させることはできず、また stera pack POS 利用契約の終了によりサービス利用契約も自動的に終了するものとする。

第30条（乙からのサービス利用契約の解約）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知もしくは催告を要することなくサービス利用契約の全部もしくは一部を解約することができる。

- (1) 本サービス等利用申請、第18条に基づく変更事項の通知その他本サービス等の利用に関して甲が乙に対して行った通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあった場合
- (2) 支払停止または支払不能となった場合
- (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったときまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 第26条（禁止事項）各号に違反した場合
- (8) サービス利用契約または乙との間のその他の契約に違反し乙が係る違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (9) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (10) クライアント環境の提供が困難になった場合のほか、サービス利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(11) 甲において stera market に登録しているクレジットカード等が利用不能になった場合

第31条 (本サービス等の廃止)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス等の全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもってサービス利用契約の全部または一部を解約することができる。
 - (1) 廃止日の90日前までに甲に通知した場合
 - (2) stera によるサービスの内容変更・終了等により、stera に連動する本サービス等の提供ができなくなった場合
 - (3) stera pack に関連するサービスの内容変更・終了等により、甲をしてクライアント環境の維持ができなくなった場合
 - (4) 天災地変等不可抗力により本サービス等を提供できない場合
2. 前項に基づき本サービス等の全部または一部を廃止する場合、乙は、既に支払われている利用料金等を返還することはないものとする。

第32条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、現在または将来にわたって、自らおよびそれぞれの役員が、次のいずれの反社会的勢力にも該当しないことを表明し、確約する。①暴力団、②暴力団員、③暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係の企業または暴力団関係団体、⑥総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、⑦その他、前各号に準ずるもの。また甲および乙は、過去、現在または将来にわたって、前述の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約する。①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用している関係、④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係、⑤その他、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係。さらに甲および乙は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと、また過去にいずれの行為も行っていないことを表明し、確約する。①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為、⑤その他、前各号に準ずる行為
2. 甲または乙(その役員を含み、以下「違反当事者」という)がこれらの表明・確約のいずれかに違反すると認められることが判明した場合およびこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当該違反当事者の相手方当事者(以下「解除当事者」という)は、催告無しでサービス利用契約を解除することができる。その場合、違反当事者は、解除当事者が本条項に基づきサービス利用契約を解除しても一切の異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより解除当事者またはその役員に損害が発生した場合は、違反当事者が一切の責任を負担することを確約する。

第33条 (契約終了後の処理)

1. 甲は、サービス利用契約が終了した場合、本サービス等の利用にあたって乙または SMFL から提供を受けた機器、ソフトウェア、およびそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含む。以下同じとする。)がある場合には、乙または SMFL の指示にしたがって適宜、これを甲の責任で返還または消去するものとする。
2. 甲は、本サービス環境などに記録された資料等(第22条(データの所有権)第1項に基づき甲が本サービス等を通じて乙に提供・開示したデータを含むが、この限りではない)については、消去されることにあらかじめ同意する。

第34条 (通知)

1. 本サービス等または本利用規約に関する通知は、甲から乙に届け出または第18条に基づき通知のあった住所、メールアドレスに対する郵便、電子メール、あるいは本サービス等のウェブサイト上における告知の方法で行われ、またそのいずれかの方法がとられた場合は甲に適切な通知がなされたものとみなす。
2. 甲が第18条に定める通知を怠った場合、最終届出の住所またはメールアドレスに乙が通知を発信したときをもって、当該通知は甲に到達したものとする。

第35条 (法律の遵守)

甲は、本サービス等の利用に関して適用されるすべての法律および規則を遵守する。

第36条（再委託）

乙は、甲に対する本サービス等の提供に関して必要となる業務の全部または一部を SMFL に再委託することができ、SMFL も甲に対する本サービス等の提供に関して必要となる業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。

第37条（権利義務譲渡の禁止）

甲は、本利用規約における甲の地位、本利用規約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者(SMFL を除く)に譲渡してはならないものとする。

第38条（内容変更）

1. 乙は、合理的な範囲内で、甲の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更することができる。乙が本利用規約の内容を変更した場合、それ以後の本サービス等の利用は、変更後の利用規約に従うものとする。
2. 乙は、前項の変更を行う場合には、30日の予告期間を置いて、本利用規約を変更する旨および変更後の本利用規約の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、乙は第11条（サービスレベル）第2項に基づくサービスレベル指標の変更については、同項に定める乙指定日から乙が合理的と認める予告期間において、乙が適切と認める方法で周知することにより変更できるものとする。

第39条（協議）

本利用規約に定めのない事項、または本利用規約の各条項の解釈についての疑義が生じた場合は、甲と乙は協議のうえ円満に解決を図るものとする。

第40条（準拠法）

本利用規約は、日本の法律に準拠して解釈される。

第41条（合意管轄裁判所）

甲は、本サービス等の利用その他本利用規約に関して生じた甲乙間の訴訟について、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

附則

本利用規約は、2022年12月1日から実施する。

【利用規約制定・改訂履歴】

2022年12月1日制定

別紙

1. 本サービス等の内容（第1条）

(1) 次の機能等を有する資産管理サービスの提供

本システムに、甲の指定する個別の資産（以下「個別資産」という）に係る情報（以下「個別資産情報」という）を登録、保存し、本サービス等を使用して登録された個別資産情報を表示、抽出および編集または削除する機能。ただし、本システムに登録・保存できる個別資産情報の上限容量（1契約あたりの上限容量）は100GBまでである。

(2) スマホ用アプリを用いた下記の機能等を有する資産管理の効率化サービスの提供

本システムに登録された個別資産情報を個別の識別コードで紐付けし、スマホ用アプリで個別の識別コードを読み取ることで当該識別コードと紐付けられた個別資産情報を表示、編集または削除することができる機能

(3) stera が提供する決済サービスと連動する POS レジ機能の提供

stera terminal と接続したリーダーで個別のバーコードを読み取ることで、stera terminal 上に個別資産の商品名・価格を表示させ、また、これを決済処理システムに送信する機能、および、stera terminal 上で決済処理した個別資産の出入に係る情報を本システムに反映させる機能

(4) その他上記（1）～（3）に関連する機能

2. 本サービス等の提供日、時間（第7条）

24 時間 365 日

3. 本サービス等の利用料金（第8条）

別途定めるところによる

4. サービスレベル指標（第11条）

分類	サービスレベル指標	目標値	目標値の算定式もしくは定義
可用性	サービス時間	24 時間 365 日	一定程度の停止時間あり。 停止時間は、サービス稼働率の目標値を下回らないことを目指す。ただし、実績値の算定にあたっては、システム基盤等の不具合により本サービス等の全部または一部が停止した時間は除外する。
	サービス稼働率	99.9%	$(\text{サービス時間} - \text{停止時間}) \div \text{サービス時間}$
	照会サービス時間	メール受付：24 時間 365 日 ※メールの回答は平日 9~17 時に限る ※土日・年末年始を除く	
	計画停止通知	2 週間前迄にメールもしくは本サービス等のウェブサイトでの通知	
機能性	バージョンアップ	年に複数回のバージョンアップを行う	

信頼性	平均復旧時間	6 時間以内	不具合等に起因した計画外のサービス停止から、サービス復旧までに要する時間
	障害通知時間	平日 9 時~17 時の場合、速やかに指定された連絡先に通知 (土日祝日弊社指定の休日を除く)	
	データ冗長化	AWS 推奨のマルチ AZ 構成を採用しており、電子的データを二重化して保持	
	バックアップ	データ冗長化を行った上で、定期的に電子的データのバックアップを取得	甲の依頼により、ある時点のデータに復元するサービスは行わないものとする
	データ削除	解約後、一定期間経過後、甲に關係する電子データは、乙にて削除する	解約後に必要なデータがある場合は、甲の責任において、ダウンロード機能等、assetforce 提供機能を用いて事前にバックアップを行うものとする
セキュリティ	情報取扱者の制限	乙の社内規定に従い、甲のデータにアクセスできる利用者を限定する。ユーザーからの要望に応じたデータアクセスも実施しない。	
	ログの取得	AWS 基盤に対する全ての操作について、ログを取得。取得したログを 1 年を目安に保管する	
	データ暗号化	AWS 基盤の機能を用い、本サービス上の電子的データは暗号化して保持する	本利用規約締結時点で、AES 方式により暗号化
	通信暗号化	データ通信は、SSL (TLS) を用いて暗号化する	
	評価・テスト	不正な侵入、操作、データ取得等への対策ができていないか、リリースのつど評価を行い、指摘事項をすみやかに改善する	OWASP ASVS に基づき、第三者による評価を実施